平成２７年（フ）第１２１号
相模原市南区相模台１丁目18―８、住民票上の住所神奈川県座間市小松原１丁目37番１―712号　ゾンネンハイム第１南林間
破産者　木下燈代一
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１２２号
相模原市南区相模台１丁目18―８、住民票上の住所神奈川県座間市小松原１丁目37番１―712号　ゾンネンハイム第１南林間
破産者　木下　鈴江
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第９号
相模原市南区東林間６丁目17番41号　ハイツ富留貴Ｉ―205
破産者　落合　文男
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第７０号
富山県小矢部市岩尾滝453番地１
破産者　市森美保子
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２７年（フ）第２２２号
長野県須坂市大字須坂106番地
破産者　玉井　理子
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第６８１号
愛知県瀬戸市東山町８番地　松ケ丘住宅２―６―202
破産者　浦川　清司
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８５９号
名古屋市中区丸の内３丁目20番５号　オアシス日向505号、従前の住所名古屋市中区松原３丁目16番16号　アーデン東別院1001号
破産者　中野　志保
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６４８号
名古屋市中村区猪之越町２丁目４番26号　リュフテンハイム302号
破産者　大里　貴昭
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１８１５号
愛知県北名古屋市鹿田331番地
破産者　星野滋**英**こと　具　　滋英
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１８３６号
愛知県海部郡蟹江町源氏１丁目66番地　バーディ源氏ハイツ　１Ａ
破産者　髙澤　成美（旧姓鶴見）
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１８６９号
名古屋市西区歌里町182番地の２　モリハウス５号
破産者　吉岡　裕二
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１９４０号
愛知県半田市山代町１丁目107番地の１　ロイヤルヒルズ山代壱番館２Ｂ号、従前の住所愛知県知多郡南知多町大字片名字新師崎14番地の５
破産者　坂本登喜子
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３１４４号
京都府木津川市兜台１丁目２番地　高の原駅西団地７―202号、開始決定時の住所大阪府枚方市楠葉並木２丁目25番12―701号
破産者　田路　　誠
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１９０５号
大阪市平野区瓜破西２丁目７番21号　フローレスタグランデ209
破産者　ＰＲＩＶＡＴＥ　ＳＴＡＧＥこと　柳川　忠仁
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２９６１号
大阪市鶴見区今津中３丁目３番２―605号
破産者　山口　真治
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３０５２号
大阪府吹田市青葉丘南６番34―302号
破産者　寅屋敷博司
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３５６２号
大阪市住吉区山之内３丁目13番33号　アライズ　５Ｆ号、前住所大阪府東大阪市善根寺町６丁目８番５号
破産者　猪原　勝彦
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４１５０号
大阪府門真市東田町16番２号、開始決定時大阪市鶴見区今津南１丁目２番30号
破産者　清水　健次
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４５８６号
大阪府守口市八雲西町２丁目６番９―401号
破産者　立木　明美
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部